

令和7年4月1日廃止

○吹田市奨学基金条例

昭和57年12月21日条例第32号

(設置)

第1条 本市に居住し、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校のうちこれらに準ずるものとして吹田市教育委員会が特に認めるものに在学する者に対する奨学事業のための必要な資金に充てるため、奨学基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、32,000,000円とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、奨学事業のための財源に充てるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (省略)

附 則 (平成22年3月31日条例第14号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年1月9日条例第1号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。